

仕 様 書

- 1 契約件名 フルカラー複合機による複写サービス
 2 契約期間 令和8年7月1日から令和13年6月30日まで(60か月)
 地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約として行う。
 3 設置場所 宮崎市橋通東2丁目10番1号 宮崎県庁防災庁舎1階 障がい福祉課
 4 納入期限 令和8年6月30日
 5 基本機能及び条件

基本事項	種類	フルカラー複合機(新品に限る。)
	台数	1台
	機械占有寸法	概ね幅110cm×奥行80cm以内
基本仕様／ コピー機能	メモリ容量	4GB以上
	SSD容量	256GB以上
	解像度	600dpi×600dpi以上
	給紙トレイ・容量	4段以上(各550枚以上)+手差しトレイ(100枚以上)
	対応用紙サイズ	A3～A5、ハガキ
	カラー対応	フルカラー
	ウォームアップタイム	30秒以下
	ファーストコピータイム	モノクロ:4.1秒以下、カラー:6.1秒以下
	連続複写速度(モノクロ)	40枚以上/分(A4ヨコ)
	連続複写速度(カラー)	40枚以上/分(A4ヨコ)
	複写倍率	25%～400%(1%単位の任意設定が可能であること。)
	自動両面原稿送り装置	原稿収容可能枚数100枚以上
	両面原稿同時読込	自動原稿送り装置は1回の読込で両面印刷原稿を両面同時に読み取ることができること。
自動両面コピー機能	有り	
プリンター機能	プリンター機能については基本仕様と同等の処理能力があること。	
	PCからのデータを複合機内に保存し、必要とするデータのみを紙出力できる機能を有すること。 (ミスプリント・放置プリント抑止)	
	Windows10以降のOSに対応していること。	
	1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T及びUSB2.0以上のインターフェースを有していること。	
スキャナー機能	A3サイズでフルカラー対応のネットワークスキャナー機能を有すること。	
	スキャンデータはPDF/JPEG/TIFF形式で保存できること。	
	スキャンデータは複合機内の保存領域に保存でき、クライアントパソコンからの操作で取り込みできること。	
	SMB転送(Pushスキャン)、メール転送で職員のパソコンへ保存ができること。	
FAX機能	G3、スーパーG3、加入公衆回線(PSTN)に対応していること。	
	200件以上短縮ダイヤル登録ができること。	
	FAX受信用として、コピー及び印刷と仕分けができるインナー排紙トレイを装備すること。	
	FAX誤送信防止対策として宛先を再入力しないとFAX送信ができないように任意で設定できること。	
フィニッシャー	パンチ2穴、ステーブル(A4)2箇所30枚以上	
環境対応	グリーン購入法適合商品・エコマーク認定商品であり、国際エネルギースタープログラムの基準に適合していること。	
	TEC値は0.7kwh以下であること。	
	スリープモード等の節電機能を装備していること。	
電源	最大消費電力1.5kw以下、AC100V、15Aの1電源を使用可能であること。	
セキュリティ	SSD暗号化	

6 その他(納品条件等)

- (1) 新品に限る(工場から出荷された状態で搬入の上、据付、調整及び動作確認を行うこと。)
- (2) 令和8年6月30日までに機器の設置を完了させ、7月1日から使用が可能となるように調整すること。
- (3) 県庁LANへ接続し、職員がプリンター及びスキャナーとして使用できるよう複合機の環境設定を行い、必要に応じて職員PCへのドライバーインストール等の作業を実施し、使用方法を説明すること。
- (4) 複合機のFAX回線に接続し使用できる状態にするとともに、既設機に設置されたFAX短縮ダイヤルを新設機にも設定すること。
- (5) 設置した複合機を常に良好な状態に保つため、複合機に精通した保守要員により常時保守できる体制を整えるとともに、次の作業を実施すること。
 - ア 感光体、トナー、部品等の交換(感光体、トナー、部品等にかかる費用を含む。)
 - イ 定期的な保守(点検、調整)や故障時の修理
 - ウ 機器の故障等が発生した場合には、速やかに現地に到着できる体制を確保すること。また、故障により業務に支障をきたす恐れのある場合は、同等の機器を無償で調達、設置すること。
- (6) 複合機の複写サービスにおいて、月間使用見込み枚数は以下のとおりであるが、この枚数を保証するものではない。
27,700枚(白黒19,200枚、カラーコピー900枚、カラープリント7,600枚)
- (7) 契約解除の際は、貴社負担で機器の撤去及び引取りを行い、現状復帰すること。
- (8) 仕様等の確認のため納入予定機器のカタログ等を添付し、仕様書にある各スペック等の該当部分にマーキングすること。
- (9) 本仕様書に記載のない事項、または記載事項に疑義が生じた場合は、その都度協議すること。